

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年11月5日

【四半期会計期間】 第115期第3四半期(自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日)

【会社名】 オエノンホールディングス株式会社

【英訳名】 Oenon Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西 永 裕 司

【本店の所在の場所】 東京都墨田区東駒形一丁目17番6号

【電話番号】 03(6757)4580

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 西 永 裕 司

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区東駒形一丁目17番6号

【電話番号】 03(6757)4580

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 西 永 裕 司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第114期 第3四半期 連結累計期間	第115期 第3四半期 連結累計期間	第114期
会計期間		自 令和2年1月1日 至 令和2年9月30日	自 令和3年1月1日 至 令和3年9月30日	自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日
売上高	(百万円)	56,279	56,765	77,712
経常利益	(百万円)	1,162	993	2,248
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	517	206	1,147
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	414	449	987
純資産額	(百万円)	21,508	22,094	22,081
総資産額	(百万円)	48,425	49,520	51,724
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	8.68	3.48	19.26
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	40.1	40.5	38.7

回次		第114期 第3四半期 連結会計期間	第115期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日	自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	3.06	5.91

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

4 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり四半期(当期)純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結累計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展による収束が期待されているものの、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の増加や期間延長などが行われ、経済活動・社会活動に対する制限が長期化したことから、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社グループは、グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るべく、中長期戦略「長期ビジョン100」で掲げた5本の柱を軸として、「中期経営計画2023」の目標達成に向けた取組みを引き続き進めてまいりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、56,765百万円（前年同期比0.9%増）となりました。利益面では、原料である粗留アルコールやコーン価格の大幅な高騰などの影響を受け、営業利益は952百万円（前年同期比16.7%減）、経常利益は993百万円（前年同期比14.5%減）となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は、事業再編損失引当金繰入額等の特別損失を計上したため、206百万円（前年同期比60.0%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

販売実績

セグメントの名称	アイテム	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年9月30日) (百万円)	前年同期比 (%)	
酒類	和酒部門	焼酎	27,423	98.3
		チューハイ	9,213	119.5
		清酒	2,199	92.8
		合成清酒	1,260	90.0
		販売用アルコール	6,794	94.1
		みりん	518	102.3
		47,410	100.7	
	洋酒部門	3,113	108.5	
その他の部門	439	99.7		
	50,963	101.1		
加工用澱粉		2,794	102.6	
酵素医薬品		2,690	95.2	
不動産		265	99.8	
その他		50	94.5	
合 計		56,765	100.9	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

< 酒類事業 >

酒類事業におきましては、国内の人口減少や少子高齢化、飲酒機会の減少により市場の伸張が期待しにくく、価格競争も激化しております。飲用シーン別においては、度重なる緊急事態宣言発出やまん延防止等重点措置の適用による営業自粛、時短営業及びアルコール類の提供自粛により、飲食店向けの焼酎・清酒等が減少する一方、家飲みが定着したことで、市場の伸張が続くチューハイなどのRTD分野に加えて、居酒屋の味を自宅で自分好みに楽しむことができる“チューハイの素”と呼ばれる、割って飲む希釈タイプのリキュール(RTS)の市場が急速に拡大しております。このような環境の下、売上高は50,963百万円(前年同期比1.1%増)となりました。利益面につきましては、

318百万円の営業利益(前年同期比7.5%増)となりました。

和酒部門のうち焼酎につきましては、本格焼酎の「博多の華」シリーズや甲類乙類混和焼酎の「すごむぎ」「すごいも」シリーズが好調に推移したものの、PB商品等の減少により、売上高は減少いたしました。同カテゴリーでは、手ごろな価格ながらこだわりの乙焼酎原酒を使用した甲類乙類混和焼酎「そば焼酎 すごそば」を発売し、ラインアップを強化しております。

チューハイなどのRTD分野につきましては、「NIPPON PREMIUM」シリーズを始めとしたNB商品やPB商品が好調に推移し、売上高は増加いたしました。同カテゴリーでは、「Mirai Full 無糖チューハイ」シリーズを発売し、“おとなの適正飲酒とこどもの未来を応援”をコンセプトに、商品1本あたりに含まれる純アルコール量を大きく記載することで適度な飲酒を呼びかけるほか、全国の子ども食堂支援の一環として売上の一部を寄付するなど、SDGsの達成に向けた取組みを展開しております。

清酒につきましては、飲食店に対する営業自粛・時短要請によって市場の低迷が続いている影響で売上高は減少いたしました。

販売用アルコールにつきましては、前期に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消毒用アルコールの全国的な特需がありました工業用アルコールが減少したことにより、売上高は減少いたしました。

洋酒部門につきましては、好調に推移しているRTSの「酎ハイ専科」シリーズより、新たに「酎ハイ専科 シークワサーサワーの素」を発売し、多様な味わいを楽しみたいお客様のニーズにお応えしております。また、ウイスキー「香薫(こうくん)」も引き続き好調に推移し、売上高は増加いたしました。

<加工用澱粉事業>

加工用澱粉事業につきましては、菓子用や副産物が増加したため、売上高は2,794百万円(前年同期比2.6%増)となりました。しかしながら、原料であるコーン価格の大幅な高騰の影響を受け、20百万円の営業損失(前年同期は127百万円の営業利益)となりました。

<酵素医薬品事業>

酵素医薬品事業につきましては、国内生産支援ビジネスは増加したものの、海外向け酵素が減少したため、売上高は2,690百万円(前年同期比4.8%減)、営業利益は505百万円(前年同期比13.0%減)となりました。

<不動産事業>

不動産事業につきましては、売上高は265百万円(前年同期比0.2%減)、営業利益は139百万円(前年同期比5.2%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産につきましては、49,520百万円となり、有形固定資産は増加したものの、売上債権が減少したため、前連結会計年度末と比較し2,204百万円の減少となりました。

負債につきましては、27,425百万円となり、短期借入金が増加したものの、未払酒税や未払消費税が減少したため、前連結会計年度末と比較して2,217百万円の減少となりました。

純資産につきましては、22,094百万円となり、前連結会計年度末と比較して13百万円の増加となりました。これは主に投資有価証券評価差額金の増加によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの財務、事業の内容及び当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるものなど、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、そのような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大規模な買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

ア．企業価値の最大化に向けた経営戦略

当社は、企業理念の下、酒類や酵素医薬品の分野において、普遍概念「顧客志向」「収益志向」を両軸として、「将来価値の共創」に向けた取組みを実行してまいりました。また、当社は、「長期ビジョン100」及び「中期経営計画2023」を策定し、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けた取組みを進めております。

「長期ビジョン100」は、企業理念に基づくグループの使命・将来像を描いた7つの指針と、これを実現するにあたっての最重要課題である5本の柱で構成されております。

< 7つの指針 >

- 顧客重視の経営
- 収益重視の経営
- 株主重視の経営
- グループ全体最適化
- 経営監督機能の強化
- 強固な財務体質の確立
- 社会的良識を意識した経営

< 5本の柱 >

- 焼酎事業に集中
- アルコール事業販売の拡大
- 生産改革
- 酵素医薬品事業の新展開
- C R E 戦略

「中期経営計画2023」における定量目標は次のとおりです。

< 定量目標 >

売上高	900億円
経常利益	30億円
売上高経常利益率	3.3%
1株当たりの配当金	10円
R O E	9.0%

当社は、かかる「長期ビジョン100」及び「中期経営計画2023」を着実に実行していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に繋がるものと考えております。

イ．コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、「長期ビジョン100」において経営監督機能の強化を指針の一つとして掲げ、独立社外取締役の監督

機能を活かしたコーポレート・ガバナンス体制の強化を進めております。

コーポレート・ガバナンスの具体的な内容につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.oenon.jp/>)をご参照ください。

ウ．不適切な支配防止のための取組み

当社は、当社を取り巻く経営環境等の変化、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備の浸透状況などを鑑み、大規模買付ルールの取り扱いについて慎重に検討を重ねた結果、平成28年3月23日の第109回定時株主総会終結の時をもって、大規模買付ルールを継続しない(廃止する)こととさせていただきます。

なお、当社は、本大規模買付ルールの有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、当社は本大規模買付ルール終了後も、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

基本方針の実現に資する取組みについての当社取締役の判断及びその判断に係る理由

上記 基本方針の実現に資する取組みは、いずれも、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上を目的とするものであります。その結果として、当社の企業価値及び株主の共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものとなり、上記 株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

また、当該取組みは、当社の企業価値を向上させるものであることから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は392百万円であります。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和3年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年11月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,586,196	65,586,196	東京証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は100株であります。
計	65,586,196	65,586,196		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和3年7月1日 ~ 令和3年9月30日		65,586		6,946		5,549

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(令和3年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,152,900	4,913	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,361,700	593,617	同上
単元未満株式	普通株式 71,596		同上
発行済株式総数	65,586,196		
総株主の議決権		598,530	

- (注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の中には、株式会社日本カストディ銀行が保有する株式が491,300株(議決権4,913個)含まれております。なお、当該議決権の数4,913個は、議決権不行使となっております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式が4,000株(議決権40個)含まれております。
- 3 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式が64株含まれております。

【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) オエノンホールディングス 株式会社	東京都墨田区東駒形1丁 目17番6号	5,661,600	491,300	6,152,900	9.38
計		5,661,600	491,300	6,152,900	9.38

(注) 他人名義で所有している理由等

名義人の氏名又は名称	名義人の住所	所有理由
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	「株式給付信託(BBT)」制度の信託 財産として491,300株所有して おります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(令和3年7月1日から令和3年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(令和3年1月1日から令和3年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	915	791
受取手形及び売掛金	1, 3 16,869	3 12,910
商品及び製品	5,903	6,206
仕掛品	151	239
原材料及び貯蔵品	1,452	1,517
その他	231	449
貸倒引当金	31	9
流動資産合計	25,491	22,105
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	25,589	26,127
減価償却累計額	18,873	19,194
建物及び構築物(純額)	6,716	6,933
機械装置及び運搬具	35,879	36,169
減価償却累計額	29,556	30,097
機械装置及び運搬具(純額)	6,323	6,071
土地	9,673	9,673
建設仮勘定	328	1,300
その他	2,055	2,049
減価償却累計額	1,805	1,816
その他(純額)	249	233
有形固定資産合計	23,290	24,211
無形固定資産		
のれん	9	7
その他	239	286
無形固定資産合計	248	294
投資その他の資産		
投資有価証券	1,331	1,570
繰延税金資産	983	983
退職給付に係る資産	32	37
その他	350	322
貸倒引当金	5	5
投資その他の資産合計	2,693	2,908
固定資産合計	26,232	27,414
資産合計	51,724	49,520

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 4,696	3,840
電子記録債務	1,345	1,321
短期借入金	4 1,050	4 6,600
未払金	4,357	3,471
未払酒税	8,889	4,846
未払法人税等	552	57
賞与引当金	58	394
役員賞与引当金	40	27
株主優待引当金	18	-
事業再編損失引当金	-	615
設備関係支払手形	1 304	120
設備関係電子記録債務	206	159
その他	2,448	947
流動負債合計	23,968	22,402
固定負債		
長期借入金	4 750	-
長期預り金	3,179	3,169
繰延税金負債	146	180
役員株式給付引当金	76	96
退職給付に係る負債	1,258	1,282
資産除去債務	113	113
その他	150	178
固定負債合計	5,674	5,022
負債合計	29,643	27,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,599	5,601
利益剰余金	8,683	8,471
自己株式	1,577	1,578
株主資本合計	19,652	19,440
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	275	469
繰延ヘッジ損益	29	41
退職給付に係る調整累計額	95	88
その他の包括利益累計額合計	341	600
非支配株主持分	2,086	2,053
純資産合計	22,081	22,094
負債純資産合計	51,724	49,520

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年9月30日)
売上高	56,279	56,765
売上原価	46,535	47,476
売上総利益	9,744	9,289
販売費及び一般管理費	8,600	8,336
営業利益	1,143	952
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	23	22
受取賃貸料	56	53
雑収入	40	43
営業外収益合計	120	118
営業外費用		
支払利息	45	44
操業休止等経費	18	20
雑損失	36	13
営業外費用合計	101	78
経常利益	1,162	993
特別利益		
その他	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	¹ 224	¹ 50
投資有価証券評価損	86	44
投資有価証券売却損	-	2
事業再編損失引当金繰入額	-	² 615
その他	66	1
特別損失合計	377	715
税金等調整前四半期純利益	785	278
法人税等	228	90
四半期純利益	557	188
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失()	40	18
親会社株主に帰属する四半期純利益	517	206

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年9月30日)
四半期純利益	557	188
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	128	194
繰延ヘッジ損益	14	72
退職給付に係る調整額	0	6
その他の包括利益合計	142	260
四半期包括利益	414	449
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	375	465
非支配株主に係る四半期包括利益	38	16

【注記事項】

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

前連結会計年度の有価証券報告書の追加情報(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)に記載した新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する仮定について、重要な変更はありません。

(事業再編損失引当金)

関係会社において発生することが見込まれる酒類事業及び加工用澱粉事業の再編に伴う損失に備えるため、当第3四半期連結会計期間末における当該損失見込額(希望退職募集に伴う特別加算金及び再就職支援費用)を計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理しております。なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年9月30日)
受取手形	9百万円	百万円
支払手形	49	
設備関係支払手形	40	

2 偶発債務

(1) 保証債務

連結子会社以外の会社等の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年9月30日)
従業員(カードローン及びクレジットカード利用残高等)	2百万円	0百万円

(2) 仕入契約残高

当社グループは、粗留アルコールの調達につき、複数のサプライヤーとの間で仕入契約を締結しております。いずれも中途解約は不能であります。

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年9月30日)
粗留アルコール	4,895百万円	5,515百万円

3 債権流動化

債権譲渡契約に基づく債権流動化を行っております。

	前連結会計年度 (令和2年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年9月30日)
受取手形裏書譲渡残高	343百万円	267百万円
売掛金譲渡残高	7,073	4,988
計	7,417	5,256
上記債権流動化に伴う買戻義務限度額	1,338	1,170

4 財務制限条項

前連結会計年度（令和2年12月31日）

当社が、金融機関と締結している金銭消費貸借契約（シンジケートローン）の一部に、以下の財務制限条項が付されております。

（短期借入金のうち750百万円、長期借入金のうち750百万円）

令和元年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成30年12月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

令和元年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成30年12月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

令和元年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、令和2年12月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

令和元年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、令和2年12月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

当第3四半期連結会計期間（令和3年9月30日）

当社が、金融機関と締結している金銭消費貸借契約（シンジケートローン）の一部に、以下の財務制限条項が付されております。

（短期借入金のうち750百万円）

令和元年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成30年12月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

令和元年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を平成30年12月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

令和元年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、令和2年12月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

令和元年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、令和2年12月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

(四半期連結損益計算書関係)

1 固定資産除売却損の主要な内訳

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年9月30日)
撤去費用	223百万円	44百万円
その他	1	6
計	224	50

2 事業再編損失引当金繰入額の主要な内訳

前第3四半期連結累計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年9月30日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年9月30日)

事業再編損失引当金繰入額は、酒類事業及び加工用澱粉事業の再編に伴う損失であり、その内訳は希望退職募集に伴う特別加算金591百万円、再就職支援費用24百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年9月30日)
減価償却費	1,252百万円	1,277百万円
のれんの償却額	47	1

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年3月23日 定時株主総会	普通株式	425	7	令和元年12月31日	令和2年3月24日	利益剰余金

(注) 令和2年3月23日定時株主総会の決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 株主資本の著しい変動

当社は、令和元年11月28日開催の取締役会決議に基づき、当第3四半期連結累計期間において、自己株式806,100株の取得を行っております。この結果、当第3四半期連結累計期間において、自己株式が305百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において、単元未満株式の買取りも含め自己株式が1,577百万円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年3月23日 定時株主総会	普通株式	419	7	令和2年12月31日	令和3年3月24日	利益剰余金

(注) 令和3年3月23日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	酒類	加工用 澱粉	酵素 医薬品	不動産	合計			
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	50,408	2,724	2,827	266	56,225	53		56,279
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	8				8		8	
計	50,416	2,724	2,827	266	56,233	53	8	56,279
セグメント利益	296	127	581	132	1,137	5		1,143

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫業・荷役業等であります。

2 調整額は、セグメント間の取引消去であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	酒類	加工用 澱粉	酵素 医薬品	不動産	合計			
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	50,963	2,794	2,690	265	56,714	50		56,765
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	1				1		1	
計	50,965	2,794	2,690	265	56,716	50	1	56,765
セグメント利益又は セグメント損失()	318	20	505	139	943	9		952

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫業・荷役業等であります。

2 調整額は、セグメント間の取引消去であります。

3 セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	8円 68銭	3円 48銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	517	206
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	517	206
普通株式の期中平均株式数(千株)	59,557	59,433

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第3四半期連結累計期間491千株、当第3四半期連結累計期間491千株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年11月5日

オエノンホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島	村	哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	宮	正 俊

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオエノンホールディングス株式会社の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（令和3年7月1日から令和3年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和3年1月1日から令和3年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オエノンホールディングス株式会社及び連結子会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められな

いかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。